

第5章. 違法情報を看過しないための補完的な取組

(1) 関係情報の分析

第3章(1)・(2)に記載のとおり、法を適切かつ着実に運用するため、嫌疑情報の収集に万全を期すこととし、3つの窓口から各特性に応じた情報を幅広く収集しているところ、その副次的効果として、嫌疑情報には該当しないものの「寄附」に関係・関連する多様な相談を把握できる状況にある。

そこで、3つの窓口から受け付けた情報については、嫌疑情報以外のもの（以下「関係情報」という。）も、内容を吟味した上で分析・整理し、法を施行する上で理解すべき「寄附に関する社会情勢」の把握に努めている。

ア 関係情報の類型化

関係情報の内容は多種多様であることから、効率的に整理し、その結果を効果的に活用できるようにするため、当該情報の要旨（相談の主訴）に基づき、図表5-1のとおり、類型化を図って整理している。

【図表5-1】関係情報の類型

	類型	代表的な事例
1	寄附金の返金等	・ 宗教団体に寄附した金銭の返金を求めたい。 ・ 慈善団体に寄附した金銭の返金を求めたい。 ・ 団体を退会すると寄附した金銭は返金されるのか知りたい。 ・ 寄附した金銭について、領収証が無い状態で返金を求める方法を知りたい。 ・ 寄附した者の子でも金銭の返金を求められるのか知りたい。 ・ 一旦は返金を求めない約束をしたが、寄附した金銭の返金を求めることはできるのか知りたい。
2	団体の入会、脱退問題等	・ 宗教団体への入会勧誘でつきまとわれた。 ・ 自治会に強制的に入会させられる。 ・ 宗教団体から家族を脱会させたい。 ・ 子供を宗教団体に入会させようとしている親がいて心配。 ・ 慈善団体への寄附を止めたい。 ・ 寄附サイトの会員登録を解約したい。

	類型	代表的な事例
3	団体への会費の支払問題等	・ 宗教団体の年会費を支払いたくない。 ・ 慈善団体への寄附の方法を変更したい。 ・ 宗教団体に支払う年会費の値下げを要求したが、応じてもらえない。
4	寄附に関する商取引・契約問題等	・ マルチ商法の勧誘を受けた。 ・ 業者から寄附を求める架電があつたが、訪問購入が目的だった。 ・ 保護犬の譲渡に寄附金が必須なのは問題だ。 ・ 檀家料（布施）が高額で困っている。
5	寄附を悪用した詐欺等	・ 役所を騙って寄附を募る電話があつた。 ・ 慈善団体を騙り食料の寄附を募る電話がきた。 ・ 慈善活動への寄附を求めるメールが届いた。 ・ ロマンズ詐欺の被害に遭った。
6	投資に関する問題等	・ 出資したが配当が滞っている。 ・ 投資に関する勧誘を受けた。
7	法律に対する要望意見	〈別途記載〉
8	消費者庁に対する要望意見	〈別途記載〉
9	その他	・ 会社から慈善活動の寄附を求められた。 ・ 祝花は寄附に当たるのか。 ・ 檀家料を支払わないのは違法なのか。 ・ 訪問で寄附を募るのは違法ではないのか。 ・ チャリティーチケットを購入したが、寄附金の使途を確認したい。 ・ 遺産を宗教団体に寄附するのではないかと心配している。 ・ 献金額の一般的な相場を知りたい。 ・ 危険な宗教団体かどうか知りたい。

7 法律に対する要望意見の要旨	
(1)	「不当寄附勧誘防止法」は、施行以前でも被害者が救済される法律と聞いている。判断基準が知りたい。 返金交渉が困難な被害者なども救済すべきだ。
(2)	返金交渉について、解決は長引きかねないと覚悟していたが、幸いにも示談し、回収もできた。新法の効果があったかもしれない。
(3)	靈感商法などの取消権の時効を、せめて 20 年にしてもらえないか。
(4)	友人の誘いで学生時代から宗教団体に所属し、お布施集めをしていた。寄附法には何の効果もないと思う。
(5)	親が長年宗教団体に献金していたので、寄附法に期待したが時期的に取り返せない。寄附法に意味はない。
(6)	宗教団体にお金を払ってしまった人が、個々に返金の交渉や裁判を行うのは不可能だと思うので、法律を作って返金させるなど国に対応してもらいたい。

8 消費者庁に対する要望意見の要旨	
(1)	宗派内における資格を取得せず、また、伽藍及び法人格も持たずに寺院名・法人名を使い分けて葬送法要を行うことで布施を徴し、生活費を稼いでいる者がいる。宗務行政担当者や関連団体と検討の上、同種事案の発生防止策を講じてもらいたい。
(2)	お布施とは信徒から進んでするものであり、教団側から勧誘するということは集金目的の活動と言える。親が新興宗教団体の信者で苦勞した。信仰心を布施の徴収に利用する団体の税金を免除する必要はない。 他にも集金目的の教団に困っている人が沢山いるはずなので、悪徳新興宗教は調査して解散させてもらいたい。
(3)	地元の神社では、昔から近隣の事業者に対して寄附を募っていたが、最近では少々離れた場所に居住する個人にも定期的に寄附を募ってくる。 寄附の御礼はもらえるが、寄附の集め方は問題だと思う。取り締まってもらいたい。
(4)	氏子を名乗る者が定期的に個人宅に対して寄附を募ってくる。しつこいので取り締まってもらいたい。

イ 類型別の受付件数

関係情報の類型別受付件数については、図表５－２のとおり、類型化し難い情報をまとめた「その他」を除くと、2023 年度上半期においては、「団体の入会、脱退問題等」が 150 件（全体に占める割合 20.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 119 件（同 16 パーセント）、「寄附金の返金等」が 103 件（同 13.9 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 53 件（同 7.1 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 7 件（同 0.9 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 5 件（同 0.7 パーセント）、「投資に関する問題等」が 3 件（同 0.4 パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附金の返金等」が 220 件（同 25.3 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 172 件（同 19.8 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 108 件（同 12.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 80 件（同 9.2 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 5 件（同 0.6 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 4 件（同 0.5 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 1 件（同 0.1 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 156 件（同 22.9 パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が 133 件（同 19.5 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 108 件（同 15.8 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 47 件（同 6.9 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 4 件（同 0.6 パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 83 件（同 17.3 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 75 件（同 15.6 パーセント）、「寄附金の返金等」が 68 件（同 14.1 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 27 件（同 5.6 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.2 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 530 件（同 19.1 パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が 524 件（同 18.9 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 441 件（同 15.9 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が 207 件（同 7.5 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 17 件（同 0.6 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 6 件（同 0.2 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 4 件（同 0.1 パーセント）、「投資に関する問題等」が 3 件（同 0.1 パーセント）であった。

【図表 5－2】関係情報の類型別受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附金の返金等	103 (13.9%)	220 (25.3%)	323 (20.0%)	133 (19.5%)	68 (14.1%)	201 (17.3%)	524 (18.9%)
団体の入会、脱退問題等	150 (20.2%)	108 (12.4%)	258 (16.0%)	108 (15.8%)	75 (15.6%)	183 (15.7%)	441 (15.9%)
団体への会費の支払問題等	7 (0.9%)	5 (0.6%)	12 (0.7%)	4 (0.6%)	1 (0.2%)	5 (0.4%)	17 (0.6%)
寄附に関する商取引・契約問題等	119 (16.0%)	172 (19.8%)	291 (18.1%)	156 (22.9%)	83 (17.3%)	239 (20.6%)	530 (19.1%)
寄附を悪用した詐欺等	53 (7.1%)	80 (9.2%)	133 (8.3%)	47 (6.9%)	27 (5.6%)	74 (6.4%)	207 (7.5%)
投資に関する問題等	3 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
法律に対する要望意見	5 (0.7%)	1 (0.1%)	6 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	4 (0.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)
その他	302 (40.7%)	280 (32.2%)	582 (36.1%)	234 (34.3%)	227 (47.2%)	461 (39.6%)	1,043 (37.6%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

ウ 情報提供者の類型

情報提供者の身分の類型別件数については、図表 5－3 のとおり、各情報の当事者である「本人」と当事者以外である「本人以外」では、全ての期において「本人」が最も多く、2023 年度上半期が 526 件（全体に占める割合 70.9 パーセント）、同年度下半期が 559 件（同 64.3 パーセント）、2024 年度上半期が 484 件（同 71 パーセント）、同年度下半期が 293 件（同 60.9 パーセント）であり、全ての期の累計は 1,862 件（同 67.1 パーセント）であった。

「本人以外」の内訳については、全ての期において「子」の割合が最も高く、2023 年度上半期は 99 件（本人以外に占める割合 45.8 パーセント）、同年度下半期は 138 件（同 44.4 パーセント）、2024 年度上半期は 83 件（同 41.9 パーセント）、同年度下半期は 57 件（同 30.3 パーセント）であり、全ての期の累計は 377 件（同 41.3 パーセント）であった。

また、「子」以外の内訳で多いものは、2023 年度上半期は「配偶者」が 37 件（同 17.1 パーセント）、次いで「友人、知人、代理人等」が 25 件（同 11.6 パーセント）、「兄弟姉妹」が 21 件（同 9.7 パーセント）であり、同年度下半期は「友人、知人、代理人等」が 45 件（同 14.5 パーセント）、次いで「配偶者」が 41 件（同 13.2 パーセント）、「兄弟姉妹」が 27 件（同 8.7 パーセント）であった。

2024 年度上半期は「友人、知人、代理人等」が 26 件（同 13.1 パーセ

ント)、次いで「配偶者」が 25 件 (同 12.6 パーセント)、「親族 (配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)」が 22 件 (同 11.1 パーセント) であり、同年度下半期は「不明」が 34 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「配偶者」が 27 件 (同 14.4 パーセント)、「友人、知人、代理人等」が 24 件 (同 12.8 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「配偶者」が 130 件 (同 14.2 パーセント)、次いで「友人、知人、代理人等」が 120 件 (同 13.1 パーセント)、「兄弟姉妹」が 80 件 (同 8.8 パーセント) であった。

【図表 5－3】情報提供者の身分の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人	526 (70.9%)	559 (64.3%)	1,085 (67.3%)	484 (71.0%)	293 (60.9%)	777 (66.8%)	1,862 (67.1%)
本人以外	216 (29.1%)	311 (35.7%)	527 (32.7%)	198 (29.0%)	188 (39.1%)	386 (33.2%)	913 (32.9%)
〈配偶者〉	〈37〉〈(17.1%)〉	〈41〉〈(13.2%)〉	〈78〉〈(14.8%)〉	〈25〉〈(12.6%)〉	〈27〉〈(14.4%)〉	〈52〉〈(13.5%)〉	〈130〉〈(14.2%)〉
〈親〉	〈13〉〈(6.0%)〉	〈24〉〈(7.7%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈17〉〈(8.6%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈34〉〈(8.8%)〉	〈71〉〈(7.8%)〉
〈子〉	〈99〉〈(45.8%)〉	〈138〉〈(44.4%)〉	〈237〉〈(45.0%)〉	〈83〉〈(41.9%)〉	〈57〉〈(30.3%)〉	〈140〉〈(36.3%)〉	〈377〉〈(41.3%)〉
〈兄弟姉妹〉	〈21〉〈(9.7%)〉	〈27〉〈(8.7%)〉	〈48〉〈(9.1%)〉	〈20〉〈(10.1%)〉	〈12〉〈(6.4%)〉	〈32〉〈(8.3%)〉	〈80〉〈(8.8%)〉
〈親族〉	〈15〉〈(6.9%)〉	〈22〉〈(7.1%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈22〉〈(11.1%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈76〉〈(8.3%)〉
〈友人、知人、代理人等〉	〈25〉〈(11.6%)〉	〈45〉〈(14.5%)〉	〈70〉〈(13.3%)〉	〈26〉〈(13.1%)〉	〈24〉〈(12.8%)〉	〈50〉〈(13.0%)〉	〈120〉〈(13.1%)〉
〈不明〉	〈6〉〈(2.8%)〉	〈14〉〈(4.5%)〉	〈20〉〈(3.8%)〉	〈5〉〈(2.5%)〉	〈34〉〈(18.1%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈59〉〈(6.5%)〉
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

エ 情報提供者別の関係情報の類型別件数

(ア) 当事者本人

当事者本人から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表 5－4 のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附に関する商取引・契約問題等」が最も多く、2023 年度上半期が 98 件 (本人から提供された情報に占める割合 18.6 パーセント)、同年度下半期が 147 件 (同 26.3 パーセント)、2024 年度上半期が 133 件 (同 27.5 パーセント)、同年度下半期が 73 件 (同 24.9 パーセント)、全ての期の累計は 451 件 (同 24.2 パーセント) であった。

また、ほかの類型について、2023 年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が 95 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が 45 件 (同 8.6 パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が 43 件 (同 8.2 パ

ーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が106件(同19パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が62件(同11.1パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が61件(同10.9パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が78件(同16.1パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が68件(同14パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が44件(同9.1パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が40件(同13.7パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が39件(同13.3パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が16件(同5.5パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が268件(同14.4パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が265件(同14.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が164件(同8.8パーセント)であった。

【図表5-4】本人からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人全体	526	559	1,085	484	293	777	1,862
寄附金の返金等	45 (8.6%)	106 (19.0%)	151 (13.9%)	78 (16.1%)	39 (13.3%)	117 (15.1%)	268 (14.4%)
団体の入会、脱退問題等	95 (18.1%)	62 (11.1%)	157 (14.5%)	68 (14.0%)	40 (13.7%)	108 (13.9%)	265 (14.2%)
団体への会費の支払問題等	6 (1.1%)	4 (0.7%)	10 (0.9%)	3 (0.6%)	1 (0.3%)	4 (0.5%)	14 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	98 (18.6%)	147 (26.3%)	245 (22.6%)	133 (27.5%)	73 (24.9%)	206 (26.5%)	451 (24.2%)
寄附を悪用した詐欺	43 (8.2%)	61 (10.9%)	104 (9.6%)	44 (9.1%)	16 (5.5%)	60 (7.7%)	164 (8.8%)
投資に関する問題	2 (0.4%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
法律に対する要望意見	3 (0.6%)	1 (0.2%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
その他	234 (44.5%)	175 (31.3%)	409 (37.7%)	158 (32.6%)	124 (42.3%)	282 (36.3%)	691 (37.1%)

(イ) 配偶者

当事者の配偶者から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表5-5のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が11件(配偶者から提供された情報に占める割合29.7パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が10件(同27パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同10.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同8.1パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が16件(同39パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が6件(同14.6

パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同9.8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同2.4パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が8件(同32パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が7件(同28パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が8件(同29.6パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が7件(同25.9パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が41件(同31.5パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が32件(同24.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が11件(同8.5パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が4件(同3.1パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が2件(同1.5パーセント)であった。

【図表5－5】配偶者からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
配偶者全体	37	41	78	25	27	52	130
寄附金の返金等	10 (27.0%)	16 (39.0%)	26 (33.3%)	8 (32.0%)	7 (25.9%)	15 (28.8%)	41 (31.5%)
団体の入会、脱退問題等	11 (29.7%)	6 (14.6%)	17 (21.8%)	7 (28.0%)	8 (29.6%)	15 (28.8%)	32 (24.6%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	1 (2.4%)	1 (1.3%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	2 (1.5%)
寄附に関する商取引・契約問題等	4 (10.8%)	4 (9.8%)	8 (10.3%)	2 (8.0%)	1 (3.7%)	3 (5.8%)	11 (8.5%)
寄附を悪用した詐欺	3 (8.1%)	0 (0.0%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (1.9%)	4 (3.1%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	9 (24.3%)	14 (34.1%)	23 (29.5%)	7 (28.0%)	10 (37.0%)	17 (32.7%)	40 (30.8%)

(ウ) 当事者の親

当事者の親から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表5－6のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「団体の入会、脱退問題等」が最も多く、2023年度上半期が8件(親から提供された情報に占める割合61.5パーセント)、同年度下半期が13件(同54.2パーセント)、2024年度上半期が5件(同29.4パーセント)、同年度下半

期が4件（同23.5パーセント）、全ての期の累計は30件（同42.3パーセント）であった。

また、ほかの類型について、2023年度下半期は「寄附金の返金等」が2件（同8.3パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が1件（同4.2パーセント）であり、2024年度上半期は「寄附金の返金等」が2件（同11.8パーセント）、同年度下半期は「寄附金の返金等」が1件（同5.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が5件（同7パーセント）、次いで「寄附を悪用した詐欺」が1件（同1.4パーセント）であった。

【図表5－6】親からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親全体	13	24	37	17	17	34	71
寄附金の返金等	0 (0.0%)	2 (8.3%)	2 (5.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (7.0%)
団体の入会、脱退問題等	8 (61.5%)	13 (54.2%)	21 (56.8%)	5 (29.4%)	4 (23.5%)	9 (26.5%)	30 (42.3%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	5 (38.5%)	8 (33.3%)	13 (35.1%)	10 (58.8%)	12 (70.6%)	22 (64.7%)	35 (49.3%)

（エ）当事者の子

当事者の子から提供された関係情報の主な類型については、図表5－7のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附金の返金等」が最も多く、2023年度上半期が32件（子から提供された情報に占める割合32.3パーセント）、同年度下半期が68件（同49.3パーセント）、2024年度上半期が32件（同38.6パーセント）、同年度下半期は15件（同26.3パーセント）、全ての期の累計は147件（同39パーセント）であった。

次いで多いのは「団体の入会、脱退問題等」で、2023年度上半期が25件（同25.3パーセント）、同年度下半期が20件（同14.5パーセント）、2024年度上半期が17件（同20.5パーセント）、同年度下半期が12件（同21.1パーセント）であった。

また、ほかの類型について、「寄附に関する商取引・契約問題等」が

2023 年度上半期は 8 件（同 8.1 パーセント）、同年度下半期は 8 件（同 5.8 パーセント）、2024 年度上半期は 10 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 8.8 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 2023 年度上半期は 3 件（同 3 パーセント）、同年度下半期は 4 件（同 2.9 パーセント）、2024 年度上半期は 2 件（同 2.4 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 3.5 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が 2023 年度上半期に各 1 件（同各 1 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が最も多く 147 件（同 39 パーセント）、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 74 件（同 19.6 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 31 件（同 8.2 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 11 件（同 2.9 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.3 パーセント）であった。

【図表 5－7】子からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
子全体	99	138	237	83	57	140	377
寄附金の返金等	32 (32.3%)	68 (49.3%)	100 (42.2%)	32 (38.6%)	15 (26.3%)	47 (33.6%)	147 (39.0%)
団体の入会、脱退問題等	25 (25.3%)	20 (14.5%)	45 (19.0%)	17 (20.5%)	12 (21.1%)	29 (20.7%)	74 (19.6%)
団体への会費の支払問題等	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
寄附に関する商取引・契約問題等	8 (8.1%)	8 (5.8%)	16 (6.8%)	10 (12.0%)	5 (8.8%)	15 (10.7%)	31 (8.2%)
寄附を悪用した詐欺	3 (3.0%)	4 (2.9%)	7 (3.0%)	2 (2.4%)	2 (3.5%)	4 (2.9%)	11 (2.9%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	29 (29.3%)	38 (27.5%)	67 (28.3%)	22 (26.5%)	23 (40.4%)	45 (32.1%)	112 (29.7%)

（オ）当事者の兄弟姉妹

当事者の兄弟姉妹から提供された関係情報の主な類型については、図表 5－8 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 5 件（兄弟姉妹から提供された情報に占める割合 23.8 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 4 件（同 19 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期も、「寄附金の返金等」が 10 件（同 37 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 3 件（同

11.1 パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

2024年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が5件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同15パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が3件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が2件(同16.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が20件(同25パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が15件(同18.8パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が3件(同3.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表5－8】兄弟姉妹からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
兄弟姉妹全体	21	27	48	20	12	32	80
寄附金の返金等	5 (23.8%)	10 (37.0%)	15 (31.3%)	3 (15.0%)	2 (16.7%)	5 (15.6%)	20 (25.0%)
団体の入会、脱退問題等	4 (19.0%)	3 (11.1%)	7 (14.6%)	5 (25.0%)	3 (25.0%)	8 (25.0%)	15 (18.8%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (4.8%)	1 (3.7%)	2 (4.2%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	3 (3.8%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	11 (52.4%)	12 (44.4%)	23 (47.9%)	11 (55.0%)	7 (58.3%)	18 (56.3%)	41 (51.3%)

(カ) 当事者の親族

当事者の親族(配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)から提供された関係情報の主な類型については、図表5－9のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附金の返金等」が7件(親族から提供された情報に占める割合46.7パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が2件(同13.3パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「投資に関する問題」が各1件(同各6.7パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が13件(同59.1パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が3件(同13.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同4.5

パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が10件(同45.5パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同9.1パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同4.5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が7件(同41.2パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同17.6パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が33件(同43.4パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が13件(同17.1パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同5.3パーセント)、「投資に関する問題」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表5－9】親族からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親族全体	15	22	37	22	17	39	76
寄附金の返金等	7 (46.7%)	13 (59.1%)	20 (54.1%)	10 (45.5%)	3 (17.6%)	13 (33.3%)	33 (43.4%)
団体の入会、脱退問題等	2 (13.3%)	3 (13.6%)	5 (13.5%)	1 (4.5%)	7 (41.2%)	8 (20.5%)	13 (17.1%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (6.7%)	1 (4.5%)	2 (5.4%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	4 (5.3%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
投資に関する問題	1 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	4 (26.7%)	5 (22.7%)	9 (24.3%)	9 (40.9%)	7 (41.2%)	16 (41.0%)	25 (32.9%)

(キ) 当事者の友人、知人、代理人等

当事者の友人、知人、代理人等から提供された関係情報の主な類型については、図表5－10のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が6件(友人、知人、代理人等から提供された情報に占める割合24パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同20パーセント)、「寄附金の返金等」が4件(同16パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同12パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が13件(同28.9パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が10件(同22.2パーセント)、「寄附金の返金等」が3件(同6.7パーセ

ント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同2.2パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が8件(同30.8パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同19.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同3.8パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が6件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同16.7パーセント)、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各1件(同各4.2パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が28件(同23.3パーセント)と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が23件(同19.2パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が12件(同10パーセント)、「寄附金の返金等」が8件(同6.7パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同0.8パーセント)であった。

【図表5-10】友人、知人、代理人等からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
友人、知人、代理人等全体	25	45	70	26	24	50	120
寄附金の返金等	4 (16.0%)	3 (6.7%)	7 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.0%)	8 (6.7%)
団体の入会、脱退問題等	5 (20.0%)	1 (2.2%)	6 (8.6%)	5 (19.2%)	1 (4.2%)	6 (12.0%)	12 (10.0%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	6 (24.0%)	10 (22.2%)	16 (22.9%)	8 (30.8%)	4 (16.7%)	12 (24.0%)	28 (23.3%)
寄附を悪用した詐欺	3 (12.0%)	13 (28.9%)	16 (22.9%)	1 (3.8%)	6 (25.0%)	7 (14.0%)	23 (19.2%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	6 (24.0%)	18 (40.0%)	24 (34.3%)	12 (46.2%)	12 (50.0%)	24 (48.0%)	48 (40.0%)

オ 関係法人等の類型

(ア) 類型の整理

関係情報には、苦情、相談等の原因(対象)となり得る法人等(以下「関係法人等」という。)の情報(名称、通称、俗称等)が含まれている場合もあるため、第4章(2)ウと同様の整理により

- ・ 宗教団体

宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体

- ・ 宗教団体以外
企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
- ・ 不明

団体等の名称、種別等が不明なもの

の3項目に類型化し、整理した³⁹。

(イ) 関係法人等の類型別関係情報受付件数

関係法人等の類型別関係情報受付件数については、図表5-11のとおり、全ての期において「宗教団体」の件数が最も多く、2023年度上半期は272件（全体に占める割合36.7パーセント）、同年度下半期は413件（同47.5パーセント）であり、2024年度上半期は292件（同42.8パーセント）、同年度下半期は197件（同41パーセント）であった。

「宗教団体以外」は、2023年度上半期は241件（同32.5パーセント）、同年度下半期は235件（同27パーセント）であり、2024年度上半期は231件（同33.9パーセント）、同年度下半期は174件（同36.2パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が「不明」なものは、2023年度上半期は229件（同30.9パーセント）、同年度下半期は222件（同25.5パーセント）であり、2024年度上半期は159件（同23.3パーセント）、同年度下半期は110件（同22.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「宗教団体」が1,174件（同42.3パーセント）、「宗教団体以外」は881件（同31.7パーセント）、「不明」は720件（同25.9パーセント）であった。

【図表5-11】関係法人等の類型別関係情報受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	272 (36.7%)	413 (47.5%)	685 (42.5%)	292 (42.8%)	197 (41.0%)	489 (42.0%)	1,174 (42.3%)
宗教団体以外	241 (32.5%)	235 (27.0%)	476 (29.5%)	231 (33.9%)	174 (36.2%)	405 (34.8%)	881 (31.7%)
不明	229 (30.9%)	222 (25.5%)	451 (28.0%)	159 (23.3%)	110 (22.9%)	269 (23.1%)	720 (25.9%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

³⁹ 苦情、相談等の対象となり得る法人等の類型については、受け付けた情報の内容のみにより整理・分別しているため、消費者庁として客観的事実に基づいて認定したものではない。

カ 関係法人等別の関係情報の類型

(ア) 宗教団体

関係法人等が「宗教団体」の関係情報の類型別件数については、図表 5-12 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 91 件（宗教団体の情報に占める割合 33.5 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 68 件（同 25 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 19 件（同 7 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 5 件（同 1.8 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 4 件（同 1.5 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 1 件（同 0.4 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が 199 件（同 48.2 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 60 件（同 14.5 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 18 件（同 4.4 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「消費者庁に対する要望意見」が各 3 件（同各 0.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 115 件（同 39.4 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 51 件（同 17.5 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 32 件（同 11 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.3 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が 57 件（同 28.9 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 36 件（同 18.3 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 15 件（同 7.6 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 2 件（同 1 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が 462 件（同 39.4 パーセント）と最も多く、次いで、「団体の入会、脱退問題等」が 215 件（同 18.3 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 84 件（同 7.2 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 9 件（同 0.8 パーセント）、「法律に対する要望意見」が 5 件（同 0.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 4 件（同 0.3 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 3 件（同 0.3 パーセント）であった。

【図表５－１２】宗教団体に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体」全体	272	413	685	292	197	489	1,174
寄附金の返金等	91 (33.5%)	199 (48.2%)	290 (42.3%)	115 (39.4%)	57 (28.9%)	172 (35.2%)	462 (39.4%)
団体の入会、脱退問題等	68 (25.0%)	60 (14.5%)	128 (18.7%)	51 (17.5%)	36 (18.3%)	87 (17.8%)	215 (18.3%)
団体への会費の支払問題等	5 (1.8%)	3 (0.7%)	8 (1.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	9 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	19 (7.0%)	18 (4.4%)	37 (5.4%)	32 (11.0%)	15 (7.6%)	47 (9.6%)	84 (7.2%)
寄附を悪用した詐欺	1 (0.4%)	1 (0.2%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	2 (0.4%)	4 (0.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	4 (1.5%)	1 (0.2%)	5 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.7%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
その他	84 (30.9%)	128 (31.0%)	212 (30.9%)	93 (31.8%)	87 (44.2%)	180 (36.8%)	392 (33.4%)

(イ) 宗教団体以外

関係法人等が「宗教団体以外」の関係情報の類型別件数については、図表５－１３のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が76件（宗教団体以外の情報に占める割合31.5パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が74件（同30.7パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が15件（同6.2パーセント）、「寄附金の返金等」が5件（同2.1パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「投資に関する問題」が各2件（同各0.8パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が67件（同28.5パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が37件（同15.7パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が12件（同5.1パーセント）、「寄附金の返金等」が10件（同4.3パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が2件（同0.9パーセント）であった。

2024年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が61件（同26.4パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が45件（同19.5パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が16件（同6.9パーセント）、「寄附金の返金等」が11件（同4.8パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が3件（同1.3パーセント）であり、同年度下半期は「団体の入会、脱退問題等」が33件（同19パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が29件（同16.7パーセント）、「寄附金の返金等」が6件（同3.4パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が3件（同1.7パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が1件（同0.6パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 231 件（同 26.2 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 191 件（同 21.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 46 件（同 5.2 パーセント）、「寄附金の返金等」が 32 件（同 3.6 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 8 件（同 0.9 パーセント）、「投資に関する問題」が 2 件（同 0.2 パーセント）であった。

【図表 5－13】宗教団体以外に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体以外」全体	241	235	476	231	174	405	881
寄附金の返金等	5 (2.1%)	10 (4.3%)	15 (3.2%)	11 (4.8%)	6 (3.4%)	17 (4.2%)	32 (3.6%)
団体の入会、脱退問題等	76 (31.5%)	37 (15.7%)	113 (23.7%)	45 (19.5%)	33 (19.0%)	78 (19.3%)	191 (21.7%)
団体への会費の支払問題等	2 (0.8%)	2 (0.9%)	4 (0.8%)	3 (1.3%)	1 (0.6%)	4 (1.0%)	8 (0.9%)
寄附に関する商取引・契約問題等	74 (30.7%)	67 (28.5%)	141 (29.6%)	61 (26.4%)	29 (16.7%)	90 (22.2%)	231 (26.2%)
寄附を悪用した詐欺	15 (6.2%)	12 (5.1%)	27 (5.7%)	16 (6.9%)	3 (1.7%)	19 (4.7%)	46 (5.2%)
投資に関する問題	2 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	67 (27.8%)	107 (45.5%)	174 (36.6%)	95 (41.1%)	102 (58.6%)	197 (48.6%)	371 (42.1%)

（ウ）関係法人等不明

関係法人等が「不明」の関係情報の類型別件数については、図表 5－14 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附を悪用した詐欺」が 37 件（関係法人等不明の情報に占める割合 16.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 26 件（同 11.4 パーセント）、「寄附金の返金等」が 7 件（同 3.1 パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が 6 件（同 2.6 パーセント）、「投資に関する問題」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.4 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 87 件（同 39.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 67 件（同 30.2 パーセント）、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各 11 件（同各 5 パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が 1 件（同 0.5 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 63 件（同 39.6 パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 31 件

(同 19.5 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 12 件 (同 7.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 7 件 (同 4.4 パーセント) であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 39 件 (同 35.5 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 22 件 (同 20 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 6 件 (同 5.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 5 件 (同 4.5 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 215 件 (同 29.9 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 157 件 (同 21.8 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 35 件 (同 4.9 パーセント)、「寄附金の返金等」が 30 件 (同 4.2 パーセント)、「投資に関する問題」、「法律に対する要望意見」及び「消費者庁に対する要望意見」が各 1 件 (同各 0.1 パーセント) であった。

【図表 5－14】 関係法人等不明に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期		上半期	下半期		
「関係法人等不明」全体	229	222	451	159	110	269	720
寄附金の返金等	7 (3.1%)	11 (5.0%)	18 (4.0%)	7 (4.4%)	5 (4.5%)	12 (4.5%)	30 (4.2%)
団体の入会、脱退問題等	6 (2.6%)	11 (5.0%)	17 (3.8%)	12 (7.5%)	6 (5.5%)	18 (6.7%)	35 (4.9%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	26 (11.4%)	87 (39.2%)	113 (25.1%)	63 (39.6%)	39 (35.5%)	102 (37.9%)	215 (29.9%)
寄附を悪用した詐欺	37 (16.2%)	67 (30.2%)	104 (23.1%)	31 (19.5%)	22 (20.0%)	53 (19.7%)	157 (21.8%)
投資に関する問題	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
法律に対する要望意見	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	1 (0.5%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
その他	151 (65.9%)	45 (20.3%)	196 (43.5%)	46 (28.9%)	38 (34.5%)	84 (31.2%)	280 (38.9%)

（２）寄附に関する消費生活相談の傾向分析

～PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～

ア 概要

本分析は、全国の消費生活センター等において、2015 年度から 2024 年度の間、PIO-NET⁴⁰へ登録された相談情報のうち、「寄附」に関するものを抽出し、寄附に係る消費者問題の傾向について、消費者庁が独自に分析したものである⁴¹。

PIO-NET については、各相談情報に対してその内容に応じて各種キーワード⁴²が付与されているところであるが、「寄附」に関する相談に付与するキーワードについては、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて 2023 年度に一部改訂されたため、現行のキーワードを使用して 2022 年度以前及び 2023 年度以降の相談を同一条件の下に抽出することはできない。また、2021 年度にキーワードの改訂を行っているため、後述のキーワード集計結果では、経年的な推移を単純に比較することはできない。

そこで、前記期間における相談情報のうち、「相談件名」又は「相談概要」の項目に「寄附」又は同義語である「寄付」、「布施」、「献金」、「浄財」及び「寄進」のいずれかの用語（以下「寄附関連用語」という。）が含まれているものを抽出した上で、付与された各種キーワード等を活用して分析を行った。

その結果、抽出した相談について、総数は 2020 年度の件数が最も多く、そのうち寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談は 2022 年度の件数が最も多かった⁴³。

⁴⁰ PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、第 3 章（２）イでも記載したとおり、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。地方公共団体は、消費生活に関する様々な相談を受け付ける窓口である消費生活センターや消費生活相談窓口を設置している。消費生活センターの消費生活相談員が消費者から受け付けた苦情や相談についての情報が登録されているのが PIO-NET である。PIO-NET には、相談者と契約当事者の情報（「年齢」、「性別」、「職業」等）や、「受付年月日」、「相談概要」などの項目が入力されている。

⁴¹ 国民生活センターから提供を受けた情報を基に消費者庁において独自に集計・分析した。

⁴² キーワードについては、相談の内容から、消費生活相談の専門家である相談員が判断して選択・入力し、入力内容と全体との整合性等を行政職員がチェック、決裁した上で、PIO-NET に登録される。

⁴³ 「寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談」の定義については、後述ウ（オ）を参照されたい。

イ 分析方法

(ア) 対象データ

本分析においては、2015 年度から 2024 年度までの間に PIO-NET に登録された情報のうち、前記の寄附関連用語が含まれた相談情報計 18,079 件を対象とした⁴⁴。

なお、本相談情報については、国民生活センターから提供を受けた受付情報の範囲内で、消費者庁が独自に集計・分析したものである。

(イ) キーワードの変更等に対する措置

寄附に係るキーワードについては、2022 年度末までは商品キーワードとして「祈とうサービス」及び「募金」が設定されていたが、2023 年度からは「募金」が廃止され、「寄附」が新設されるとともに、「祈とうサービス」については定義変更がなされた。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて、内容等キーワードとして「不当寄附勧誘」、「配慮義務」及び「禁止行為」が新設された（詳細は図表 5-15 に記載のとおり。）。

そこで、過去の寄附関連相談の推移を分析するに際して、抽出条件の連続性を担保するため、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれるものを抽出した上で、二次的な傾向分析においてキーワードを使用することとした。

⁴⁴ 相談件名又は相談概要のいずれかに文字列“寄付”、“寄附”、“布施”、“献金”、“浄財”又は“寄進”が含まれる相談情報（2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の間に受付、2025 年 3 月 31 日までに PIO-NET に登録されたもの。）。

【図表 5-15】キーワードの変遷

種別	キーワード	2022 年度末まで	2023 年度から
商品	祈とうサービス	・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財	・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財 (定義変更)
	募金	・物品販売を伴わない寄付集めに関連する相談に付与 (保健・福祉を目的とした寄付型のクラウドファンディングも含む)	(廃止)
	寄附	(なし)	(新設) ・<u>何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。</u> ⇒ <u>宗教的・呪術的色彩のある清 め、献金、浄財</u> ・<u>物品販売を伴わない寄附集め、寄 附、保健・福祉を目的とした寄附型の クラウドファンディング、物品販売を伴 う寄附集めに関する相談に付与。</u>
内容等	不当寄附勧誘	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法に規定される 不当寄附勧誘に関連する相談に付 与。</u>
	配慮義務	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法第3条に規定 される配慮義務に違反する又は違反 する疑いのある寄附勧誘行為に関連 する相談に付与。</u>
	禁止行為	(なし)	(新設) <u>不当寄附勧誘防止法第4条及び第 5条に規定される寄附の勧誘に関する 禁止行為に当たる又は当たる疑いの ある行為に関連する相談に付与。</u>

ウ 分析結果

(ア) 全体の傾向

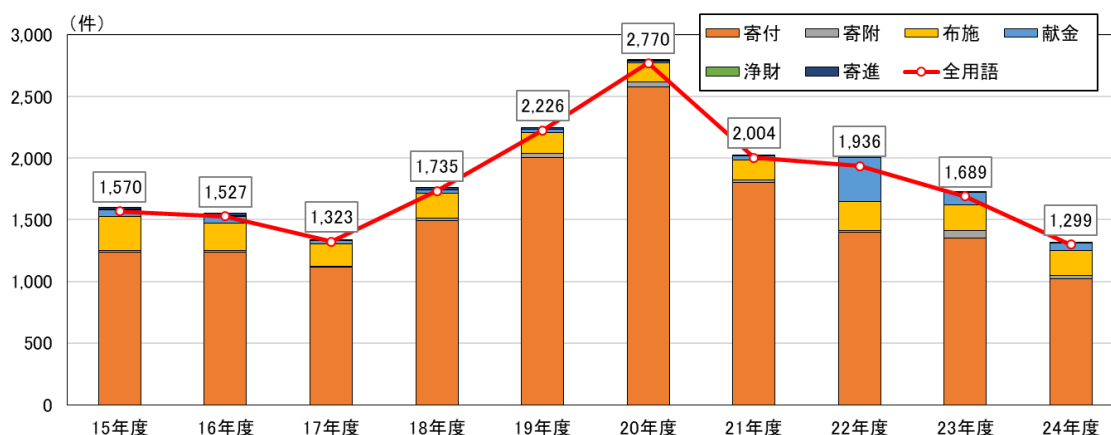
抽出した相談について、受け付けた年度及び選定した用語ごとに集計した結果、各年度における寄附関連相談の累計件数については、図表5-16及び図表5-17のとおり、2015年度の1,570件から2017年度の1,323件にかけて緩やかに減少した後、2018年度の1,735件から2020年度の2,770件にかけて顕著な増加傾向を示し、2020年度は本調査期間における最高値となっている。

その後、2021年度に2,004件と急減し、以降は減少傾向である。

寄附関連の用語別でみると、各年度共に「寄付」の用語が含まれる相談の件数が最も多く、その他の用語については、2022年度を除くと「布施」が2番目に多く、次いで「献金」が多くなっている。

顕著な特徴として、2022年度は「献金」の件数が前年度の約10倍である353件に急増し、「布施」の237件を上回っている。

【図表5-16】寄附に関する相談の受付件数推移



【図表5-17】寄附に関する相談の受付件数推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
全用語	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808
寄進	15	18	8	16	10	3	2	5	6	8	9
浄財	3	7	2	2	1	4	1	3	1	0	2
献金	54	50	24	31	27	11	33	353	98	60	74
布施	279	224	182	198	174	160	161	237	209	206	203
寄附	15	12	9	22	31	37	16	13	61	28	24
寄付	1,234	1,239	1,113	1,492	2,004	2,578	1,805	1,400	1,352	1,018	1,524

※ 各用語別の件数は、当該用語が含まれた相談件数であるため、同一の相談が重複計上される場合もある。

(イ) 商品別分類の付与状況

抽出した相談において、相談の主体となる商品・役務等を分類する「商品別分類」については、図表5-18のとおり、各年度において、「他の保健・福祉⁴⁵」又は「役務その他⁴⁶」が最も多く付与されている。

なお、2022年度末をもって商品別分類「他の保健・福祉」に位置付けられていた商品キーワード「募金」が廃止され、代替として新設されたキーワードの「寄附」は、商品別分類「役務その他」に位置付けられたため、2023年度以降における商品別分類「他の保健・福祉」は、付与数の上位には位置付けられていない。

(ウ) 商品キーワードの付与状況

商品・役務等の相談内容を分類するキーワードである「第1商品キーワード」は、図表5-19のとおり、2015年度から2021年度までは「募金」、2022年度のみ「祈とうサービス」、2023年度以降は「寄附」が各年度において最も多く付与されている。

なお、「祈とうサービス」については、2022年度以外の年度においても2番目又は3番目に多く付与されている。

(エ) 内容等キーワードの付与状況

相談内容等を表すキーワードである「内容等キーワード⁴⁷」は、図表

⁴⁵ 商品別分類「他の保健・福祉」は、保健・衛生を保つために受ける役務、身体を美化するために受ける役務及びサービスのうち「保健・福祉一般」、「医療」、「理美容」、「浴場」、「衛生サービス」、「健康関連サービス」、「保育」及び「老人福祉・サービス」に該当しないものである。

保健を除く児童福祉や物品の販売を伴わない保健や2022年度末までは福祉のための寄付・募金が含まれる。

⁴⁶ 商品別分類「役務その他」は、「他の役務」に含まれるもので、サービス業のうち「金融・保険サービス」、「運輸・通信サービス」、「教育サービス」、「教養・娯楽サービス」及び「保健・福祉サービス」に該当しないものとなる。

消費者問題の側面を持つ献金や浄財等や2023年度に新設された商品キーワード「寄附」に係るものは「役務その他」に含まれる。

⁴⁷ 内容等キーワードは、予め示された標準キーワード表に記載されたものから付与され、成分・素材を表す成分キーワード及び外国名を表す外国名キーワードと合わせて最大11個まで付与することができるため、1件の相談に複数の内容等キーワードが付与される場合もある。したがって、相談件数と内容等キーワードの件数は一致しない。

5－20 のとおり、全ての年度において「信用性⁴⁸」が最も多く付与されており、2 番目に多く付与されているキーワードについては、2015 年度及び 2016 年度は「電話勧誘」、2017 年度は「解約」、2018 年度から 2021 年度は「DM 広告」、2022 年度は「返金」、2023 年度は「詐欺」、2024 年度は「インターネット通販」と年度により差異がある。

特異な傾向として、2022 年度は、「返金⁴⁹」の付与数が他の年度に比較して多く、他の年度では付与数の上位 10 項目に入っていない「開運商法⁵⁰」が 6 番目の付与数となっている。

⁴⁸ 内容等キーワード「信用性」は、事業者等の信用性を問う相談などに付与される。

⁴⁹ 内容等キーワード「返金」は、消費者からの返金希望、返金をめぐるトラブル等に付与される。例えば、契約している場合の返金には「解約」又は「クーリングオフ」を併せて付与することとなる。

⁵⁰ 内容等キーワード「開運商法」は、「購入しなければ不幸になる。購入すれば不幸から免れる」という虚偽説明、「運勢が開ける」「幸福になる」というセールストークだけでなく「家系図をみて・・・」「姓名判断をして・・・」「相手をみて・・・」といった場合にも広く付与される。商品だけでなく、占いや祈とうサービス等の役務にも付与される。

【図表５－１８】商品別分類付与件数（上位１０項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数
1	役務その他	295	他の保健・福祉	375	他の保健・福祉	366	他の保健・福祉	645	他の保健・福祉	1072
2	他の保健・福祉	292	役務その他	244	役務その他	188	役務その他	223	放送・コンテンツ等	216
3	放送・コンテンツ等	138	放送・コンテンツ等	127	放送・コンテンツ等	114	放送・コンテンツ等	166	役務その他	180
4	商品一般	119	相談その他	98	商品一般	79	商品一般	106	商品一般	161
5	相談その他	107	商品一般	97	相談その他	69	屋外装備品	65	相談その他	91
6	冠婚葬祭	76	屋外装備品	78	冠婚葬祭	58	相談その他	64	屋外装備品	65
7	書籍・印刷物	67	冠婚葬祭	67	屋外装備品	56	冠婚葬祭	55	冠婚葬祭	47
8	屋外装備品	60	書籍・印刷物	54	土地	46	書籍・印刷物	38	書籍・印刷物	33
9	土地	50	他の教養・娯楽品	31	書籍・印刷物	43	土地	32	土地	26
10	慣習・しきたり	34	土地	30	他の教養・娯楽品	20	他の教養・娯楽	24	他の教養・娯楽品	24

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数
1	他の保健・福祉	1641	他の保健・福祉	941	役務その他	512	役務その他	736	役務その他	464
2	商品一般	201	商品一般	172	他の保健・福祉	458	商品一般	203	商品一般	154
3	役務その他	152	役務その他	148	商品一般	159	他の教養・娯楽	82	冠婚葬祭	88
4	放送・コンテンツ等	150	他の教養・娯楽	130	他の教養・娯楽	116	屋外装備品	62	屋外装備品	58
5	相談その他	85	相談その他	81	相談その他	78	他の教養・娯楽品	56	他の行政サービス	48
6	他の保健衛生品	62	冠婚葬祭	62	他の教養・娯楽品	74	食器・台所用品	45	他の教養・娯楽	47
7	冠婚葬祭	50	屋外装備品	43	屋外装備品	66	他の行政サービス	40	他の教養・娯楽品	40
8	土地	33	他の教養・娯楽品	39	冠婚葬祭	48	冠婚葬祭	39	相談その他	39
9	屋外装備品	32	他の行政サービス	28	書籍・印刷物	32	書籍・印刷物	36	食器・台所用品	25
10	文具・事務用品	30	土地	22	他の行政サービス	31	他の金融関連サービス	30	書籍・印刷物	25

※2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表５－１９】第１商品キーワード付与件数（上位１０項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数
1	募金	283	募金	360	募金	356	募金	630	募金	1053
2	祈とうサービス	192	祈とうサービス	161	祈とうサービス	121	祈とうサービス	148	商品一般	161
3	商品一般	119	商品一般	97	商品一般	79	商品一般	106	祈とうサービス	115
4	相談その他	105	相談その他	97	相談その他	69	出会い系サイト	89	出会い系サイト	95
5	役務その他サービス	75	墓	73	墓	54	相談その他	61	相談その他	91
6	出会い系サイト	59	役務その他サービス	57	出会い系サイト	53	墓	59	他のデジタルコンテンツ	84
7	墓	59	出会い系サイト	51	他のデジタルコンテンツ	42	他のデジタルコンテンツ	46	墓	61
8	他のデジタルコンテンツ	47	他のデジタルコンテンツ	45	役務その他サービス	39	役務その他サービス	46	役務その他サービス	41
9	葬式	46	葬式	31	葬式	29	葬式	35	デジタルコンテンツ	28
10	書籍	39	他の冠婚葬祭	26	他の冠婚葬祭	26	デジタルコンテンツ	25	葬式	26

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数
1	募金	1630	募金	938	祈とうサービス	456	寄附	588	寄附	318
2	商品一般	201	商品一般	172	募金	450	商品一般	203	商品一般	154
3	祈とうサービス	96	祈とうサービス	94	商品一般	159	祈とうサービス	99	祈とうサービス	103
4	相談その他	83	相談その他	80	相談その他	75	墓	57	葬式	59
5	出会い系サイト	74	出会い系サイト・アプリ	65	墓	63	出会い系サイト・アプリ	48	墓	58
6	他のデジタルコンテンツ	58	教養・娯楽サービス	48	出会い系サイト・アプリ	55	食器	42	他の行政サービス	48
7	保健衛生品その他	57	葬式	38	教養・娯楽サービス	43	他の行政サービス	40	相談その他	39
8	役務その他サービス	33	墓	36	役務その他サービス	36	相談その他	29	役務その他サービス	29
9	墓	30	役務その他サービス	33	葬式	31	葬式	29	他の冠婚葬祭	27
10	葬式	30	他の行政サービス	28	他の行政サービス	31	役務その他サービス	28	教養・娯楽サービス	25

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表５－20】内容等キーワード付与件数（上位 10 項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	信用性	379	信用性	415	信用性	348	信用性	622	信用性	889
2	電話勧誘	290	電話勧誘	232	解約	175	DM広告	400	DM広告	705
3	詐欺	240	解約	205	高価格・料金	172	インターネット通販	226	プライバシー	393
4	高価格・料金	236	高価格・料金	189	DM広告	168	プライバシー	216	インターネット通販	248
5	強引	203	プライバシー	180	強引	163	高価格・料金	212	詐欺	231
6	解約	196	詐欺	176	インターネット通販	160	解約	201	解約	223
7	プライバシー	167	インターネット通販	159	プライバシー	152	詐欺	174	返金	197
8	インターネット通販	164	DM広告	157	詐欺	144	強引	171	高価格・料金	192
9	返金	126	強引	151	電話勧誘	141	返金	168	強引	184
10	DM広告	123	返金	139	返金	131	電話勧誘	142	契約書・書面	165

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	信用性	1,274	信用性	721	信用性	403	信用性	427	信用性	252
2	DM広告	1,106	DM広告	513	返金	394	詐欺	265	インターネット通販	207
3	プライバシー	583	個人情報	361	高価格・料金	387	電話勧誘	256	解約	198
4	インターネット通販	265	インターネット通販	293	解約	372	解約	253	高価格・料金	196
5	詐欺	243	詐欺	263	インターネット通販	287	インターネット通販	232	返金	185
6	解約	201	解約	233	開運商法	258	返金	230	詐欺	171
7	契約書・書面	198	高価格・料金	192	詐欺	240	高価格・料金	206	個人情報	117
8	返金	175	返金	179	個人情報	170	強引	150	電話勧誘	115
9	高価格・料金	169	SNS	146	強引	168	SNS	133	SNS	112
10	強引	160	契約書・書面	134	SNS	152	個人情報	132	説明不足	109

※ 内容等キーワード「プライバシー」については、2021年度から「個人情報（コジジヨウホ）」に名称変更。

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（オ）寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別

a 趣旨

これまでに分析対象とした相談情報については、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれてはいるものの、寄附の不当勧誘に関する内容でない相談も相当数含まれている。

そこで、付与された商品キーワード及び内容等キーワードを活用し、寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報（以下「選別情報」という。）を選別し、分析することとした。

b 選別条件とするキーワードの整理

2022 年度以前にあつては、宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスや消費者問題としての側面を有する何の役務も行わない

献金・浄財等に係る相談情報には、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されていた。

本分析に使用した相談情報にあっては、相談件名又は相談概要の欄に寄附関連用語が含まれていることが前提であるため、2022 年度までの相談情報のうち、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたものは、宗教的・呪術的色彩を有した寄附等に関するトラブルとして整理することができるため、同相談情報を選別情報とした。

一方、2023 年度以降については、同年度から関係するキーワードの定義変更等がなされ、何の役務も行わない献金・浄財等に係る相談情報には商品キーワード「祈とうサービス」を付与せず、新設された商品キーワード「寄附」を付与することとなった⁵¹。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に伴い、2023 年度からは法に係る相談には新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与されることとなったため、これらのキーワードを活用することで、相談情報の選別が可能となる⁵²。

そこで、2023 年度及び 2024 年度については、内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談に加えて、商品キーワードに「祈とうサービス」及び「寄附」の双方が付与された相談を選別情報とすることとし、2022 年度までの選別情報（商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたもの）に近似する暫定値とした。

なお、以上の整理における商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略及び相談情報の選別の概要については、図表 5－21 及び図表 5－22 にそれぞれ示したとおりである。

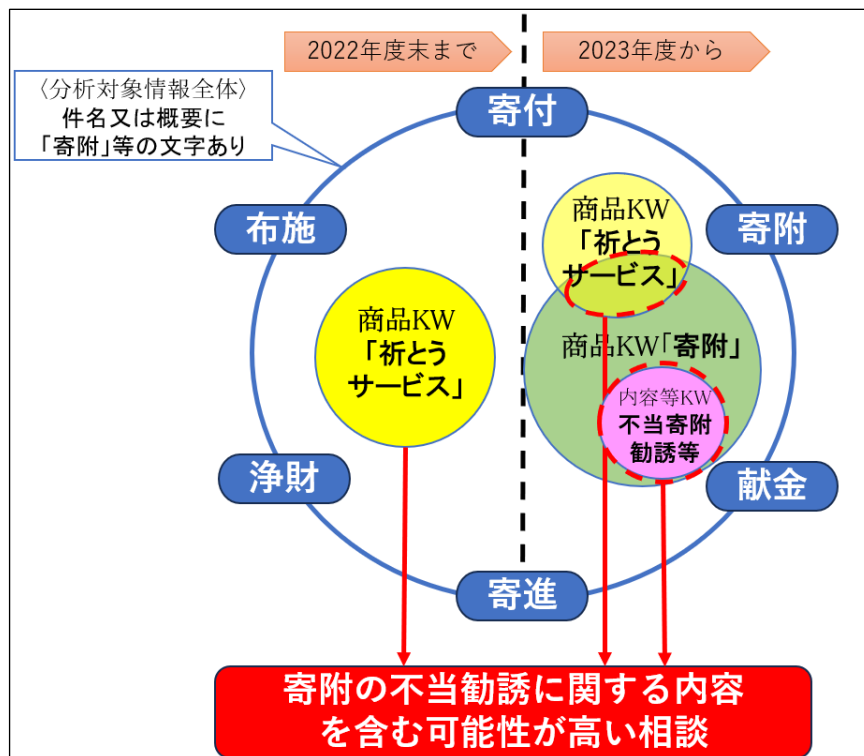
⁵¹ 「祈とうサービス」と「寄附」の両要素を併せ持つ相談については、いずれの商品キーワードも付与される。

⁵² 内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与される場合、商品キーワードに「寄附」が付与される。

【図表 5－21】商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略

種別	キーワード	2022年度末まで	2023年度から
商品	祈とうサービス	何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービス。 何の役務も行わない 献金・浄財等	〈定義変更〉
	寄附	(新設)	何の役務も行わない 献金・浄財等 物品販売を伴わない寄附集め、寄附。
内容等	不当寄附勧誘	(新設)	不当寄附勧誘防止法に 関係する相談
	配慮義務		
	禁止行為		

【図表 5－22】相談情報の選別条件（概念図）



c 相談件数の推移

各年度の相談情報について、前記ウ(オ) bに記載の条件により選別した選別情報及び選別対象外の相談情報の件数の推移を図表 5－23 及び図表 5－24 のとおり確認したところ、選別対象外の相談情報については、ウ(ア)に記載した全体の受付件数（図表 5－16 再掲）とおおむね近似した傾向となった。一方、選別情報については、2015年度の 211 件から 2021 年度の 99 件にかけておおむね減少傾向を示

していたが、2022年度は480件と急増している。

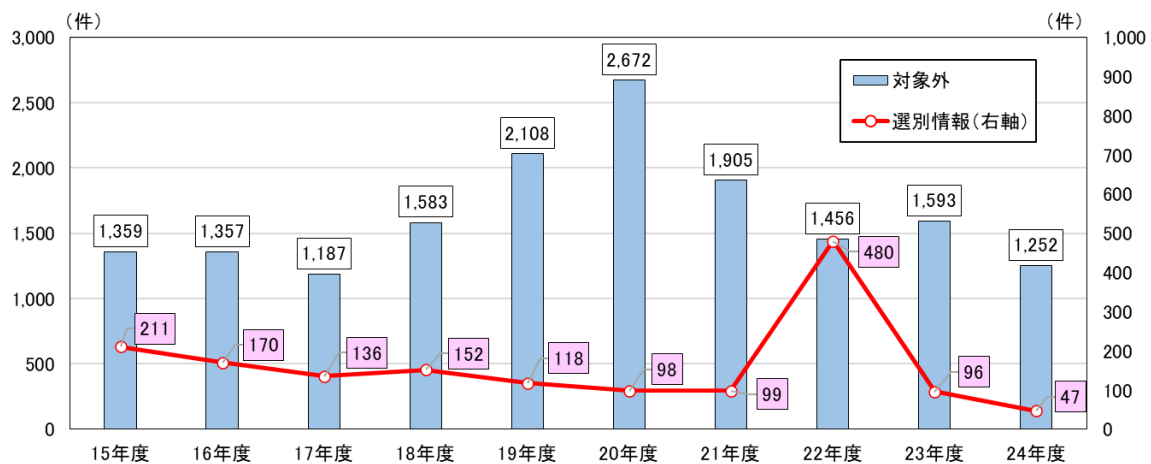
なお、選別情報の2022年度の月別受付状況を確認すると、図表5－25のとおり、7月から急増して9月に最高値の100件となり、10月は97件と高止まりした後、11月に45件まで減少している。

2023年度以降については、キーワードの定義変更等がなされたため統計値としての完全性は維持できないものの、前記ウ(オ) bに記載のとおり、関係するキーワードを活用して抽出した近似値は2022年度の480件から2023年度は96件まで急減し、2024年度は47件と、それぞれ2021年度以前の件数と同水準以下に減少している。

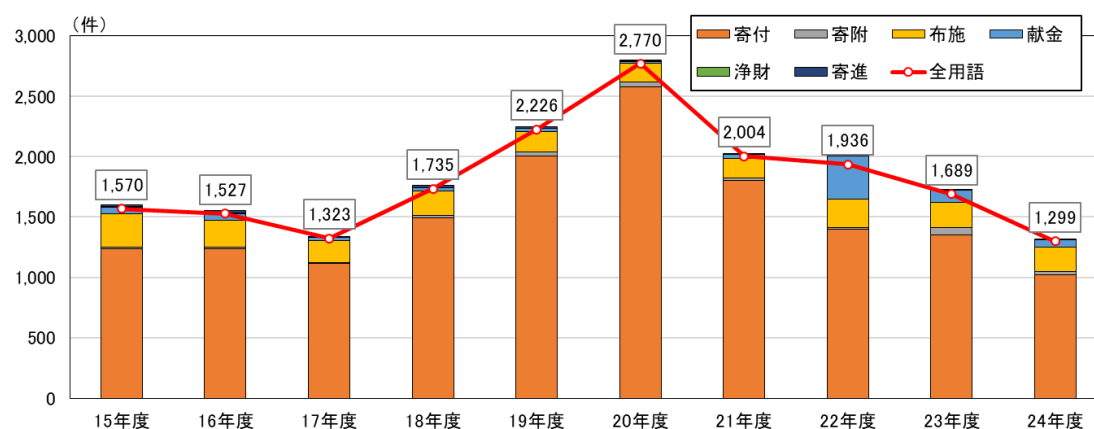
【図表5－23】選別した相談情報の受付件数の推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
選別情報	211	170	136	152	118	98	99	480	96	47	161
対象外	1,359	1,357	1,187	1,583	2,108	2,672	1,905	1,456	1,593	1,252	1,647
全体	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808

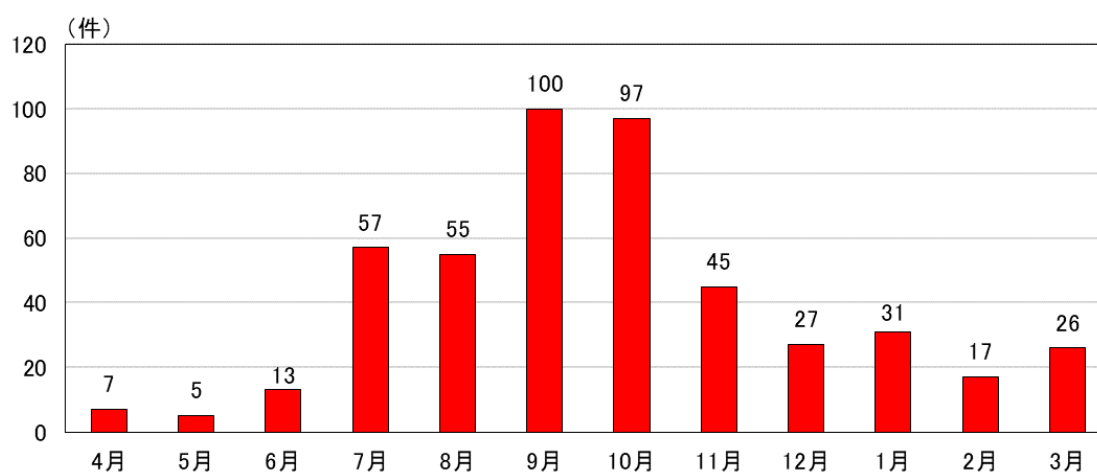
【図表5－24】選別した相談情報の受付件数の推移



【図表 5－16】 寄附に関する相談情報の受付件数の推移（再掲）



【図表 5－25】 選別情報の 2022 年度月別受付件数の推移



d 内容等キーワードの付与状況

選別情報における内容等キーワードの付与状況については図表 5－26 のとおり、各年度において最も多く付与されている内容等キーワードは、2015 年度から 2021 年度までの間は「高価格・料金⁵³」、2022 年度は「開運商法」、2023 年度は「配慮義務」、2024 年度は「返金」という状況である。

特異な傾向としては、「返金」の付与数について 2015 年度から 2021 年度までは最多が 36 個、最少が 15 個であったが、2022 年度は 183

⁵³ 内容等キーワード「高価格・料金」は、価格・料金そのものに関する相談のうち、相対的にみて高いか否かにかかわらず、相談者が高いと申し出たものに付与される。

個に増加している。なお、2023 年度には 17 個に減少し、2024 年度も 19 個と 2021 年度以前と同等の付与数となっている。

【図表 5－26】選別情報における内容等キーワードの付与状況（上位 10 項目）

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	75	高価格・料金	54	高価格・料金	48	高価格・料金	58	高価格・料金	36
2	開運商法	68	開運商法	41	強引	35	開運商法	43	強引	35
3	強引	51	解約	36	開運商法	32	解約	39	解約	31
4	解約	47	強引	32	解約	24	強引	38	開運商法	20
5	返金	36	返金	29	返金	20	返金	25	返金	18
6	信用性	33	信用性	26	信用性	17	家庭訪販	19	信用性	17
7	家庭訪販	20	家庭訪販	18	家庭訪販	16	信用性	16	契約書・書面	16
8	詐欺	18	説明不足	17	契約書・書面	10	契約書・書面	12	家庭訪販	11
9	電話勧誘	17	詐欺	14	説明不足	8	説明不足	11	説明不足	10
10	不当請求	16	価格・料金	14	価格・料金	8	判断不十分者契約	11	電話勧誘	8

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	33	高価格・料金	27	開運商法	202	配慮義務	32	返金	19
2	開運商法	21	強引	20	高価格・料金	196	高価格・料金	30	高価格・料金	18
3	強引	18	開運商法	18	返金	183	開運商法	28	開運商法	15
4	解約	17	解約	18	解約	81	禁止行為	23	配慮義務	9
5	信用性	17	返金	17	強引	74	強引	23	強引	8
6	返金	15	家庭訪販	15	信用性	38	解約	18	解約	8
7	販売態度	12	信用性	11	判断不十分者契約	23	返金	17	信用性	5
8	電話勧誘	7	説明不足	10	契約書・書面	22	信用性	16	禁止行為	5
9	問題勧誘	6	インターネット通販	7	次々販売	21	身障者関連	10	身障者関連	5
10	説明不足	5	問題勧誘	5	問題勧誘	20	家庭訪販	9	契約書・書面	4

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（カ）内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

2023 年度に新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談の受付状況については、図表 5－27 のとおり、2023 年度から 2024 年度までの間に計 63 件を受け付けており、内容等キーワードの付与数については、包括的キーワードの「不当寄附勧誘」が 8 個、個別行為を示すキーワードの「配慮義務」が 41 個、「禁止行為」が 28 個であった。

月別の相談受付件数をみると、2023 年 4 月の 16 件及び同年 5 月の 10 件以降は一桁又はゼロという状況で推移している。

また、相談者の属性については、当事者本人からの相談が計 29 件、

当事者以外からの相談が計 33 件、関係不明の者からの相談が 1 件であった。

これらの計 63 件の相談情報について、それぞれの相談件名については、情報の受付年月と併せて図表 5－28 のとおり整理している。

なお、上記のキーワードについては、法の要件に対して幅広く付与しているため、相談情報のみをもって直ちに不当寄附勧誘防止法に抵触する事案が発生していると認定するものではない。

【図表 5－27】内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

		2023年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
キーワード 付与数	不当寄附勧誘	3	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6	
	配慮義務	12	9	3	0	1	0	1	1	1	0	4	0	32	
	禁止行為	6	2	2	1	3	0	0	2	2	0	4	1	23	
相談 件数	相談者														
	当事者本人	5	6	3	1	0	0	1	2	1	0	1	0	20	
	当事者以外	10	4	1	0	3	0	1	2	1	0	4	1	27	
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計		16	10	4	1	3	0	2	4	2	0	5	1	48	

		2024年度														累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
キーワード 付与数	不当寄附勧誘	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	配慮義務	0	1	1	0	1	2	2	0	1	0	1	0	9	41	
	禁止行為	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5	28	
相談 件数	相談者															
	当事者本人	0	1	2	0	2	2	0	0	0	1	1	0	9	29	
	当事者以外	1	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	6	33	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計		1	2	2	0	2	3	2	0	1	1	1	0	15	63	

【図表 5－28】内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談件名一覧

No	受付年月	相談件名
1	2023 年 4 月	知人の話。自分も瞑想セミナーのweb研修を受けたがお布施の話になり宗教と気づいた。知人は精神修行と耳を貸さない。
2	2023 年 4 月	宗教団体からしつこい勧誘を受けている。
3	2023 年 4 月	義母がファミリーレストランで宗教法人から掛け軸を買う約束をしたが止めさせたい。別の宗教法人の寄付請求にも困惑。対応は。
4	2023 年 4 月	以前、宗教団体に献金するため銀行から借り入れたが返済困難。他にも生活費等の支払いが苦しい。
5	2023 年 4 月	妹が海外の宗教にはまり、何枚もカードを作ってはセミナーに通ったり外国の宗教者に会いに行く。家族からも借金をしている。
6	2023 年 4 月	施設に入所中の祖母が不安をあおられ宗教団体に高額な寄付をしていたことが分かった。可能であれば返金を求めたい。
7	2023 年 4 月	固定電話に地震の寄付のため食器はないかと電話があった。後刻にはアクセサリーや個人情報も聞かれ不審。断わりたいが対処法は。
8	2023 年 4 月	SNSで知り合った女性に寄附を頼まれてネット銀行から借金し40万円を送金した。詐欺に遭ったようだがどうしたらいいか。
9	2023 年 4 月	以前の職場で知り合った人から、宗教の勧誘を受けて迷惑。更に借りた覚えの無いお金の返済を言われている。対応は。
10	2023 年 4 月	宗教団体に1000万円ほど供養で寄付をした。結婚の話の時にも献金をしたが話が流れた。苦情を言いたいし、相談先を知りたい。
11	2023 年 4 月	妻が、金融機関から多額の借金をし、印鑑や経典などを新興宗教から購入したり先祖供養として謝礼を支払っていたことを聞いた。

No	受付年月	相談件名
12	2023 年 4 月	高齢者の支援をしているものである。利用者が高額な投資を行っている。また、ある宗教に月々 10 万円のお布施をしている。
13	2023 年 4 月	夫が精神修養講座に参加したり、団体に寄付金としてお金を支払っているようだ。止めさせる方法はないか。信用性はあるのか。
14	2023 年 4 月	妻が宗教団体に加入し、自分が相続した財産を寄付しているようだ。自分の財産ではないので苦情は言えないが、今後の対処は。
15	2023 年 4 月	兄が職場の同僚に勧誘され、宗教団体に通っている。入会金やお布施など数回に亘り納めている。金額も大きくなっている。心配だ。
16	2023 年 4 月	20 数年前宗教団体に洗脳させられ 100 万円を献金した。その後精神病になり入院。当時の勧誘者がまだいるので返金してほしい。
17	2023 年 5 月	高齢で認知症の疑いのある母が年金のほとんどを使ってしまうので困っている。
18	2023 年 5 月	市役所の委託を受けている者だと名乗り、「世界の貧困地域への寄附のため、洋服などを頂けないか」との電話が架かってきた。
19	2023 年 5 月	妻が宗教に没頭し 3 年分の家計簿だけで 1 千万円の寄付が見つかった。家計は圧迫されているので取り戻し請求はできるか。
20	2023 年 5 月	妹が母の預金を引き出し、宗教団体に寄付しているようだ。相談したい。
21	2023 年 5 月	近所の女性から宗教のしつこい勧誘を受け、施設に連れていかれ複数回お金を払わされた。お金を返してほしい。
22	2023 年 5 月	先祖供養がなっていないと言われ藁をもつかむ思いで 300 万円支払った。冷静に考えると騙されたと思う。返金してほしい。

No	受付年月	相談件名
23	2023 年 5 月	亡父の葬儀を依頼した寺院から、今後の法要のお布施金額を一方的に提示された。断ることはできないらしい。対処方法を知りたい。
24	2023 年 5 月	海外支援の寄付で不用品を回収すると市の名前を騙る電話が掛かってきた。不審であったために対応はしなかった。情報提供する。
25	2023 年 5 月	ボランティア団体を名乗って電話があり、不用品を取りに行くので寄付して下さいと言って一方的に電話が切れた。
26	2023 年 5 月	祖父が宗教団体に多額の献金を行っているようだ。取り戻せないか。
27	2023 年 6 月	先ほど男性に訪問され災害の際の義援金をお願いしたいと訪問された。宗教の信者かもしれないが執拗だったため情報提供したい。
28	2023 年 6 月	願掛けをしており、宗教団体に入信している。本部の相談窓口に連絡するたびお金の話になり、支払いを求められ困っている。
29	2023 年 6 月	亡き母が宗教に献金し、貧乏を極めた。教団に苦情を言ったが、何も対応しない。弁護団を教えて。
30	2023 年 6 月	宗教 2 世でこれまでの累積献金額は 1 億円である。手を切りたいので相談先を教えてほしい。
31	2023 年 7 月	新興宗教の準管理職の人から献金を強要され困っている。脱会したい。
32	2023 年 8 月	高齢者支援センターだが、高齢者宅に宗教の人が来て、断っても勝手に拝み、お布施を要求し、小銭でも渡さないと帰らない。
33	2023 年 8 月	母が宗教に洗脳され毎月 20 万円程お布施している。やめさせたい。

No	受付年月	相談件名
34	2023 年 8 月	高齢の母の家に宗教団体の人が出入りしているようで以前には寄付もしたようだ。出入りするのを止めさせたいので対策を知りたい。
35	2023 年 10 月	40 年ほど前から宗教団体と付き合い、壺の購入や寄附などで高額を支払っていた。できることなら返金してほしい。
36	2023 年 10 月	母は、25 年前に最近報道されている宗教団体に入り 10 年前に退会した。家族でも献金の返金の申請ができるか、相談窓口を聞く。
37	2023 年 11 月	開運グッズを購入し購入先の寺に電話をしたら、家運が傾いていると不安を煽られ、お布施を要求された。靈感商法ではないか。
38	2023 年 11 月	11 年前に勧誘を受けて宗教団体に入信。寄付、先祖供養、壺と塔の置物購入などで 1,500 万円を支払った。返金してほしい。
39	2023 年 11 月	障害のある知人が宗教団体を脱退したのに、同団体に所属している職場の同僚から献金名目のお金を請求されて困っている。
40	2023 年 11 月	甥が世間を騒がせている宗教団体に加入して高齢の祖父母に高額のつぼ等を売っている。家族関係は壊れており何とか改善したい。
41	2023 年 12 月	20 年前に宗教団体に多額の寄付をさせられた。取り戻したい。
42	2023 年 12 月	母が宗教団体へ献金をしていたようで、多額の借金があるようだ。返済に苦勞しているが、何処か相談する所は有るだろうか。
43	2024 年 2 月	入会している宗教団体に 500 万円以上寄附してきたが取り戻したい。また、宗教についてもどこかに相談したい。
44	2024 年 2 月	当市に住んでいる高齢の母が地元の神社で占ってもらい、家族に災いが起こる等と言われ定期的に寄付をしているようだ。

No	受付年月	相談件名
45	2024 年 2 月	昔から両親が信仰している宗教に献金させられていた。生活が破綻して母親と家をでたが、残った父と友人家族が利用されていて心配。
46	2024 年 2 月	別居している父親が誰かに「運気が悪い」と言われ、そこに寄付をしようとして自宅を売ろうとしている。やめさせたい。
47	2024 年 2 月	他界した母親がある宗教に財産を寄付させられていたことが分かった。できれば、その財産を取り戻したい。相談窓口を知りたい。
48	2024 年 3 月	母は10年前から宗教団体に入信しており、当時から月に1～2万円の寄付をしていた。母から「家を売却して寄付する」と言われた。
49	2024 年 4 月	同居の母が、最近何かの宗教に入会し、高額のお金を支払ったようである。また新たにお金を要求され、困っている。
50	2024 年 5 月	母が宗教に洗脳されていて貯金から寄付を繰り返している。今後の両親の生活が心配である。行政として対応すべきだ。
51	2024 年 5 月	自宅に「寄付をお願いします」と2回、訪問があった。何の寄付か分からず断ったが、最近町内で寄付を募るようなことはあるか。
52	2024 年 6 月	兄の入信をきっかけに家族が宗教に入信し、団体に言われるがままに高額な寄附を繰り返した。不当な寄附なので返金を求めたい。
53	2024 年 6 月	夫婦で宗教に入っているが、高額な寄付金を強要されて困っている。宗教被害の相談窓口を紹介してほしい。信仰はやめたくない。
54	2024 年 8 月	兄と社長に強引に宗教に誘われて不本意ながら入信したが多額の寄付を強いられ妻が嫌がり離婚した。脱会後も寄付を強いられている。
55	2024 年 8 月	7年前に8年間ずっと高額なお布施をしていたお寺と縁を切った。総額で800万円位は渡している。返金希望。

No	受付年月	相談件名
56	2024 年 9 月	自分の子供が地元地域の駅前で宗教法人をかたる数人に囲まれ寄付を求められた。その際に命に係わる脅迫をされた。
57	2024 年 9 月	カルト教団問題について耳にした。市で適切な対応や支援をしてほしい。相談窓口や対応策について教えてほしい。
58	2024 年 9 月	宗教団体への寄付について。現在の宗教は続けたいが、生活困窮しているのに少額だからと寄付を求められて困っている。
59	2024 年 10 月	別居中の母が、カルト宗教にはまり母と同居のB型事業所に通う兄の給料を搾取している。家庭裁判所に相談したいがつながらない。
60	2024 年 10 月	高齢の母は私が生まれた頃から宗教に傾倒し今までに家一軒建つくらいのお布施をしている。今後どう対応していけばいいだろうか。
61	2024 年 12 月	他県に住む高齢で認知症の母は生活が困窮しているにもかかわらず宗教団体に毎年お布施を渡している。霊感商法に該当するか。
62	2025 年 1 月	職場の先輩に連れられて、よく当たるという先生に15回通い、その度不安を煽られてお布施を強制的に払った。返金してほしい。
63	2025 年 2 月	某宗教団体の元信者である。行政等相談窓口は必要な生活費までも献金しようとする信者に対して寄附をやめるよう助言して欲しい。

(3) 警察に対する協力要請

政府は、「旧統一教会」（世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあつせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、令和4年8月から「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議⁵⁴を開催し

⁵⁴ 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」については、令和6年1月11日をもって廃止され、同会議における決定事項については同年1月16日付けで発足した「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」に引き継がれている。

ている。

同連絡会議の構成員には、消費者庁次長のほか警察庁生活安全局長も含まれており、警察庁においては、「適切な警察相談対応」、「違法行為の取締り」などを一層推進することとし、都道府県警察に対し

- ・ 「旧統一教会」問題に関連する相談を受理等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切に対応
- ・ 寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進

するよう指示をしている。

そこで消費者庁においては、寄附の不当な勧誘に係る被害者等が被害の申告又は相談を行う先として身近な行政機関である警察署、交番等を選択する可能性は十分あり得ると推察し、警察において当該被害申告等を受け付けた場合の対処要領などについて、改めて消費者庁から実務を担当する都道府県警察本部の担当課に対して教示するなど、消費者庁の取組に対する協力要請等を行うこととした。

ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請

各都道府県警察に対する法の周知については、警察庁生活安全局から書面にて行われているところ、これに加えて

- ・ 成立経緯、運用方法の詳細を含めて法の周知を再徹底
- ・ 違法情報の把握要領、把握した場合の対処要領の教示
- ・ 寄附勧誘対策室との連絡窓口の構築

などを確実にを行うため、図表５－２９のとおり、寄附勧誘対策室職員が各都道府県警察本部に直接赴き、担当課の幹部職員に協力要請等を行った。

【図表５－２９】都道府県警察に対する協力要請実施状況

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
1	北海道警察本部	生活安全部生活経済課	R5.11.2	補佐
2	青森県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.9.21	室長
3	岩手県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
4	宮城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
5	秋田県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
6	山形県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.28	室長
7	福島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
8	警視庁	生活安全部生活経済課	R5.7.27	室長

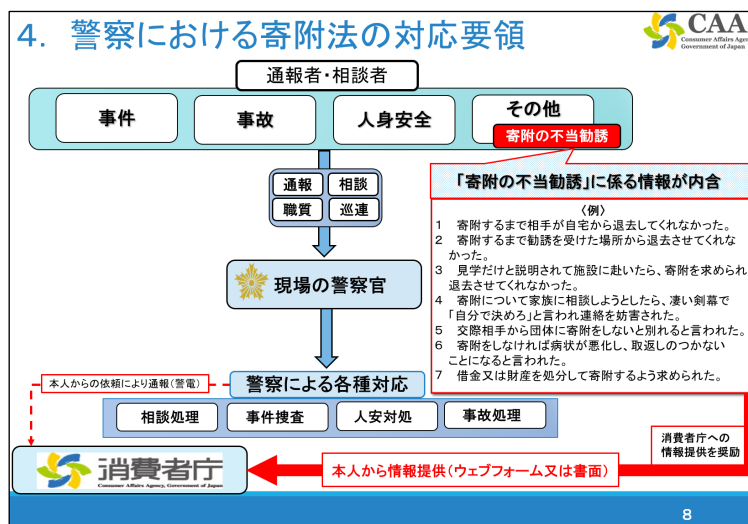
	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
9	茨城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.12.15	室長
10	栃木県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.17	室長
11	群馬県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.9	室長
12	埼玉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.1	室長
13	千葉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.3	室長
14	神奈川県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.28	室長
15	新潟県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.10	室長
16	山梨県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.12.8	室長
17	長野県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.7	室長
18	静岡県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.21	室長
19	富山県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.8	室長
20	石川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.10.31	室長
21	福井県警察本部	生活安全部生活環境課	R6.10.30	室長
22	岐阜県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.22	室長
23	愛知県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.21	室長
24	三重県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.5	室長
25	滋賀県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.12	室長
26	京都府警察本部	生活安全部生活保安課	R5.7.11	室長
27	大阪府警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.11	室長
28	兵庫県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.10.30	室長
29	奈良県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.11	室長
30	和歌山県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.6	室長
31	鳥取県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.28	室長
32	島根県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.27	室長
33	岡山県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.10.31	室長
34	広島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
35	山口県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
36	徳島県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.8	室長
37	香川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.2.9	室長
38	愛媛県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.28	補佐
39	高知県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.29	補佐
40	福岡県警察本部	生活安全部生活経済課	R6.7.5	室長

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
41	佐賀県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.12.9	室長
42	長崎県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.11.6	室長
43	熊本県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.2	補佐
44	大分県警察本部	生活安全部保安課	R5.11.21	室長
45	宮崎県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.22	室長
46	鹿児島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.3	補佐
47	沖縄県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.6.29	参事官

イ 幹部警察官に対する寄附法講義

法の周知、消費者庁の取組に対する協力要請などの実効性を一層高めるため、第一線で活動する幹部警察官に対して直接教養を行う機会を得るべく、関係機関に働き掛けを行い、令和6年度からは警察大学校（警部任用科⁵⁵）並びに各管区警察学校及び北海道警察学校（いずれも警部補任用科⁵⁶）の入校生に対して不当寄附勧誘防止法に係る講義を実施している。当該講義の資料及び実施状況はそれぞれ図表5-30及び図表5-31のとおりである。

【図表5-30】警察官に対する講義資料（抜粋）



⁵⁵ 警部任用科は、警部昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の課長等として必要な知識及び技能を修得させるための教養を行う課程。

⁵⁶ 警部補任用科は、警部補昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の係長等として必要な知識及び技能を習得させるための教養を行う課程。

【図表 5－31】警察官に対する講義実施状況（令和 6 年度）

	実施場所	主な受講警察	実施日	受講者数
1	警察大学校	全都道府県警察	R6. 5. 14	約 60 人
2			R6. 8. 29	約 80 人
3			R6. 10. 31	約 70 人
4			R7. 2. 4	約 70 人
5	北海道警察学校	北海道	R6. 12. 13	約 50 人
6			R7. 1. 31	約 60 人
7	東北管区警察学校	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島	R6. 6. 4	約 60 人
8			R6. 9. 12	約 60 人
9			R6. 11. 22	約 70 人
10			R7. 2. 6	約 80 人
11	関東管区警察学校	茨城、栃木、群馬 埼玉、警視庁 千葉、神奈川 新潟、山梨、長野 静岡	R6. 5. 8	約 260 人
12			R6. 7. 2	約 270 人
13			R6. 9. 12	約 230 人
14			R6. 11. 11	約 290 人
15			R7. 1. 27	約 240 人
16	中部管区警察学校	富山、石川、福井 岐阜、愛知、三重	R6. 5. 30	約 80 人
17			R6. 8. 22	約 80 人
18			R6. 11. 8	約 90 人
19			R7. 1. 22	約 110 人
20	近畿管区警察学校	滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良 和歌山	R6. 5. 10	約 90 人
21			R6. 6. 25	約 110 人
22			R6. 10. 11	約 100 人
23			R6. 11. 21	約 120 人
24			R7. 2. 21	約 120 人
25	中国四国管区 警察学校	鳥取、島根、岡山 広島、山口、徳島 香川、愛媛、高知	R6. 6. 11	約 70 人
26			R6. 9. 25	約 80 人
27			R6. 11. 28	約 90 人
28			R7. 1. 17	約 90 人
29	九州管区警察学校	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島、沖縄	R6. 7. 5	約 100 人
30			R6. 10. 1	約 80 人
31			R6. 12. 10	約 100 人
32			R7. 2. 14	約 110 人
	延べ実施回数	32 回	累計受講者	約 3, 570 人